

○「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改正後	改正前
<p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項第1号チ、第2号へ及び第3号へに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p>	<p>4-1 監査法人が作成する監査報告書、中間監査報告書又は四半期レビュー報告書に係る府令第4条第1項1号へ、第2号へ及び第3号へに規定する「明示すべき利害関係」には、当該監査、中間監査又は四半期レビューに係る業務を執行した社員と被監査会社等との間の利害関係をも含むことに留意する。</p>
<p>4-2 府令第4条第1項第1号チ、第2号へ及び第3号へに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p>	<p>4-2 府令第4条第1項第1号へ、第2号へ及び第3号へに規定する「明示すべき利害関係」の記載については、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第25条第2項及び公認会計士法施行規則（平成19年内閣府令第81号）第12条の規定により記載すべき内容を記載することに留意する。</p>
<p>4-3 府令第4条第3項各号及び第14項各号に規定する意見並びに同条第19項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p>	<p>4-3 府令第4条第6項各号及び第11項各号に規定する意見並びに同条第16項各号に規定する結論は、「監査基準」若しくは「中間監査基準」にいう意見又は「四半期レビュー基準」にいう結論をいうものであることに留意する。</p>
<p>4-4 府令第4条第6項に規定する追記情報並びに同条第15項及び第20項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>	<p>4-4 府令第4条第7項、第12項及び第17項に規定する事項は、「監査基準」、「中間監査基準」又は「四半期レビュー基準」にいう追記情報の記載であることに留意する。</p>
<p>4-5 府令第4条第23項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1、2 (略)</p>	<p>4-5 府令第4条第20項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1、2 (略)</p>
<p>4-6 府令第4条第24項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1、2 (略)</p>	<p>4-6 府令第4条第21項の規定の適用に関しては、次の点に留意する。 1、2 (略)</p>
<p>4-7 府令第4条第26項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-7 府令第4条第23項の規定の適用に関して、中間監査の対象となった中間連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>
<p>4-8 府令第4条第27項の規定の適用に関して、四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>	<p>4-8 府令第4条第24項の規定の適用に関して、四半期レビューの対象となった四半期連結財務諸表が修正国際基準に定める国際会計基準第34号「期中財務報告」によって作成されている場合には、その旨を記載するものとする。</p>